

〔労働者派遣事業〕

－法人名称の変更－

提出様式	提出書類	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号） [第1面～第3面]	1	2

※事業所名称の変更を伴う場合は、様式の6欄、7欄、8⑤欄についても記入して下さい。

添付書類	提出書類	原本	コピー
◎添付書類	① 定款又は寄附行為 (変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付)		2 (2)
	② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

◎提出期限 変更後、30日以内

◎手数料等 許可証1枚につき 収入印紙3,000円 ※郵便局などで購入

◎提出先 事業主を管轄する労働局

〔労働者派遣事業〕

－法人住所の変更－

提出様式	提出書類	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号） [第1面～第3面]	1	2

※派遣事業を行う事業所所在地の変更を伴う場合は、様式の6欄、7欄、8⑥欄についても記入して下さい。

添付書類	提出書類	原本	コピー
◎添付書類	① 定款又は寄附行為 (変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付。同一市町村内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要。)		2 (2)
	② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

なお、派遣事業を行う事業所所在地も変更した場合は、下記の添付書類も必要となります。

添付書類	提出書類	原本	コピー
◎添付書類	③ 事業所の賃貸借契約書 (転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」) 自己所有の場合は不動産登記簿謄本（建物の登記事項証明書）	1	2 1

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

◎確認書類 事業所所在地も変更した場合のみ、事業所のレイアウト図

◎提出期限 変更後、30日以内

◎手数料等 許可証1枚につき 収入印紙3,000円 ※郵便局などで購入

◎提出先 事業主を管轄する労働局

〔労働者派遣事業〕

－事業所名称の変更－

提出様式	労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号） [第1面～第3面]	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式		1	2

※法人名称も変更した場合は、様式の8①欄についても記入して下さい。

◎添付書類 不要（内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります）
なお、法人名称も変更した場合は、下記の添付書類が必要となります。

①	定款又は寄附行為 （変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付）		2 (2)
②	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

◎提出期限 変更後、10日以内（法人名称も変更し、登記簿謄本が必要な場合は30日以内）

◎手数料等 許可証1枚につき 収入印紙3,000円 ※郵便局などで購入

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

〔労働者派遣事業〕

－事業所所在地の変更－

提出様式	労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号） [第1面～第3面]	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式		1	2

※法人住所も変更した場合、様式の8②欄についても記入して下さい。

◎添付書類	① 事業所の賃貸借契約書 （転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」） 自己所有の場合は不動産登記簿謄本（建物の登記事項証明書）	1	2 1
-------	--	---	--------

なお、法人住所も変更した場合は、下記の添付書類も必要となります。

②	定款又は寄附行為 （変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付。同一市町村内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要。）		2 (2)
③	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

◎確認書類 事業所のレイアウト図

◎提出期限 変更後、10日以内（法人住所も変更し、登記簿謄本が必要な場合は30日以内）

◎手数料等 許可証1枚につき 収入印紙3,000円 ※郵便局などで購入

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

〔労働者派遣事業〕

上記 { 法人名称
法人住所
事業所名称
事業所所在地 } 以外の事項に関する変更につきましては、

『労働者派遣事業の変更届』の『添付書類等(PDF)』によりご覧下さい。